

広島県教育委員会教育長告示第五号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十三条の規定によって、仙石庭園銘石ミュージアムに係る博物館登録原簿の登録を次のとおりに変更した。

令和四年六月二十七日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

一 変更事項

設置者の名称

二 変更内容

設置者の名称		区分	
園	一般財団法人仙石庭園	新	
園	公益財団法人仙石庭園		
園	一般社団法人日本石庭文化保存協会	旧	
園	一般財団法人仙石庭園		
四日	令和四年一月二日		変更年月日
	三〇日		令和三年一月